官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八三）　一
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令（厚生労働・経済産業・環境三）　二
〔その他告示〕
○アイヌ施策推進地域計画を認定した件（内閣府三七～三九）　八
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（同四〇～六七）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　四
会社その他
会社決算公告　三五
会社決算公告　四三

省令

○厚生労働省令第八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支度金の額） **第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十八万四千四百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき九万二千二百円） 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ　二以下　十八万三千五百円 ロ　二・五以上三・五以下　九万一千七百五十円	（自立支度金の額） **第十二条**　自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　中国残留邦人等及びその親族等一人につき十七万八千七百円（当該中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳未満であるものにあっては、一人につき八万九千三百五十円） 二　中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる額 イ　二以下　十七万七千八百円 ロ　二・五以上三・五以下　八万八千九百円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　令和八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。